



Pachinko Chain Store Association

第67回PCSA公開経営勉強会 発言録

開催日：平成31年2月21日（木）

時 間：午後3時30分～5時45分

会 場：TKPガーデンシティ プレミアム神保町
3階「プレミアム ボールルーム」



Pachinko Chain Store Association

第一部

「パチンコ・パチスロプレイヤーの喫煙状況」

講師： **藤田 宏 様**

株式会社エンタテインメントビジネス総合研究所 代表取締役社長

<講師 プロフィール>

藤田 宏 様 (ふじた ひろし)

株式会社エンタテインメントビジネス総合研究所 代表取締役社長
PCSA 調査研究・経営分野アドバイザー

生年月日

1964年2月16日

ご略歴

大学卒業後、経営コンサルティング企業に入社。

コンピュータシステムの設計構築、海外事業展開企画、プロモーション戦略立案などに従事。

1992年エンタテインメントビジネス総合研究所、設立とともに入社。

1998年より代表取締役。社内教育・人事制度、マーケティング業務、コンピュータシステムの企画・設計、経営計画立案、実施などのコンサルティング業務に従事。

早稲田大学アミューズメント総合研究所 カジノ産業研究会理事。

会社事業内容

エンタテインメントビジネス総合研究所は、1992年の設立以来、パチンコ業界に特化したシンクタンクとして、調査研究、コンサルティング、教育研修、出版を行っています。

調査研究

「パチンコ・パチスロプレイヤー調査」「パチンコ景気動向指数（DI）調査」を定期的に実施。

コンサルティング

遊技機メーカー、パチンコ店経営企業へのコンサルティング。

教育研修

パチンコ店の管理者向けに「パチンコ店舗管理者実務能力検定試験（P能検）」、スタッフ向けに「マイスター認定試験」の試験を実施。その他、研修、講演を実施。

出版

「駅別乗降者数総覧」「ホールスタッフ仕事始め読本」「☆輝く女性へ 身だしなみハンドブック」「よくわかる店長のための風適法入門」「よくわかる店長のための計数管理入門」等の書籍出版。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

みなさんこんにちは、ただいまご紹介に預かりました株式会社エンタテインメントビジネス総合研究所の藤田と申します。今日の私の持ち時間は40分になります。用意した資料が結構ありますので駆け足になるかと思いますが、今日は概要を「こんな感じだ」というのを掴んでもらえれば、私の第一部は目的を達成するかなと思います。深掘りできてないところがありますけど、イメージを掴んでいただけたら、2部3部の方で、もっとしっかりした面白い話も聞けると思います。

具体的な中身に入っていきたいと思います。今日皆さんのお手元に配っている資料にはこんなことを話しますよ、というところしか書いておりません。具体的なデータについては、プロジェクターで見せるだけになります。実は今日お見せするデータも、ちょうど調査が上がってきたばかりで、まだ最終データになっていません。基本的には外にオープンできない状態なんですけども、今日このタイミングだということで先に皆さんにお見せします。そのため、詳細なデータはお配りできない事をご容赦ください。

今日はパチンコ・パチスロプレイヤーの喫煙状況についてお話をします。パチンコ店に行く多くの人達は煙草を吸っているよな、というのはよく言われます。実際にどうか。あるいは今後、健康のために禁煙の環境になった時にはどうなっていくのだろうな、というこの辺りのことを示唆するためのデータをお見せしたいと思います。

イントロということで、中身に入る前に、よく世の中では調査、統計が行われていますが、かなり間違った使い方もされている、或いは、わざと間違えている。最近のニュースで、厚生労働省のいろんなデータが違っていたのではないかと、賃金上がっていなかったではないか、なんだそのやり方は、というようなことが結構叩かれています。私も仕事柄いろんなデータを見ていまして、そんなのでやったら違ったデータが出てきてしまうぞ、と思っていました。あまり具体的に言うと、後で怒られるかもしれませんが、パチンコ店の調査で、お店に来ている人にアンケートしました。これ自体は全然問題ないと思いますが、それをどういう風に料理して、どうやって使うかという時に、それを全部統計的に処理しようとして、店に来ている人はこういう傾向でした、という風に言おうとするのですけれども、そのやり方だと間違っていないか、とってしまいます。というのは、圧倒的にその対象になっているのはヘビーユーザー。来店頻度が高い人が多くなる。本当はうちの店に100人来ています。みなさんの店で100人ということはないでしょう。本当にユニークユーザーは1000人を超えているぐらいでしょうけども、本当に常連でよく来る人が10パーセント位で、1週間に1回ぐらい来る人が30%位な感じになるでしょう。でもある日1日だけ言えば、毎日来る人の割合が非常に高くなります。そのように、統計、調査というものは、ちゃんとした目的で活用していかないと変な形になります。

よく一般的にある調査手法で定量調査、定性調査、さらに最近ではビッグデータの解析というのがあります。定量調査というのは、だいたいこういうことではないだろうか、という仮説をしっかりと立てて、それを裏付けデータとして調べてみる。男性の傾向こうだよな、女性の傾向こうだよな、という風に思っていて、本当にそうかなというのを調べてみて、そうだったな、というのを確認するというような形で使います。

次に定性調査。これは定性と言うように量じゃなくて、あなたというのが好きですかというもの。よくフリーアンサーというのを聞いたりするようなもので、こういうところを使います。ただ数が多いからいいというのではなくて100人中だけで1つだけでもすごい面白い意見があったとか、これ使えるねって、というようなのをを見つけ出していき、というので定性調査を使います。これは今日おられるメーカーの方であれば、よく定性調査というのをやっています。

ビッグデータ。これは本当に最近ですけど、いろんなデータ、ものすごくいっぱいあるデータを、こっちの視点から、あっちの視点から、切ったり貼ったりいろんなことやって、普通人間が処理したら見つからないようないろんな関係を見つけていこうというのにこういうのを使います。こういう調査というのをしっかり使っていただきたいなと思います。皆様のお仕事の中でも色々なデータ使うと思います。でも間違った使い方をすると違った答えが出てきます。この辺を間違えないようにしてください。ウェイトバックっていうような用語もあります、と言いたいのですが、今日でちょっと時間が足りないということで、今日は

割愛させていただきます。

今日題材としますが、弊社がやっております「パチンコ・パチスロプレイヤー調査」というものです。「パチンコ・パチスロ」やっている遊技者を対象にやっている調査で 1995 年から続けております。今回の調査は、サンプル数 3 万 1240、3 万強のデータを取っております。結構な数となっています。「レジャー白書」よりもサンプル数は多いです。抽出条件というのは各都道府県から定性年代別で割り付けなどをしております。でこれにプラスして属性情報として職業だとか、結婚していますか、子供いますか、世帯年収とか、個人年収というようなものも取っております。

この調査は、まず全体把握というのをこの 3 万人からやり、次に遊技者を対象とした深掘りした調査。この遊技者の対象は 1500 人に絞っていますが、深掘りの調査をやっているというものです。

この全体把握の中で、対象の余暇というのを 20 余暇活動、「パチンコ、パチスロ」はじめ「競馬」、「麻雀」、「オートレース」、「スマホゲーム」とかですね、「スポーツ体験」とか、「ネット」を使っているとか、あるいは「海外のカジノ」というのもやっております。非常に幅広くやっております。

イントロとしての最後、こういう調査を活用される前に、まずは仮説をしっかり立ててください。こういうのをしっかり見つけたいのだ、というこの仮説を間違っていると、いくら良い調査をやっても答えは出てきません。

では本題の方に入ります。お手元にある資料の「1.余暇活動の全体像」というところですが、先ほど言いましたこの 20 の余暇活動に対して色々調査しております。仮説というところでは、今の若者は遊びに貪欲ではないのではないかと、そして今の若者は「パチンコ・パチスロ」をやらないのではないかと、というようなことはよく聞きます。実際そうでしょうか。

ここではまず「麻雀」に対する参加率、世代別の参加率ですが、皆さんの左側から、20 代、30 代、40 代、50 代、60 代、60 代の部分は 60 代以上というものになっています。それで、「麻雀」が一番参加率が高いのは 20 代、どうでしょうね、皆さんの感覚からちょっと違っているかもしれません。

同じように「競輪」左の下側が「競輪」、そして右の上側が「無料のスマホゲーム」、その下側が「観光」となっておりますが、「麻雀」「競輪」「無料スマホゲーム」この三つにおいては 20 代が他の世代よりも参加率は高くなっています。それで、「観光」においては低いというほどでもないのですけども、他に比べて高いわけでもない。先ほどの 20 のレジャーについて見てみますと、この青色のところ、20 代の参加率が明らかに高い、薄い（…皆さんちょっとこれだとはっきり見えませんか…）ちょっと薄い方の緑、「麻雀」「ショッピング」それから「観光」、これがほぼ同じぐらい。逆に少ないのが、「株式投資」とか「FX」とか言うなもの、「宝くじ」は 20 代が少ない。

これ、全体を見たら、20 代は、結構遊んでいるね、また「パチンコ・パチスロ」の参加率で見ると、どちらも 20 代が一番参加率は高くなっています。今の若者は遊びに貪欲ではない、或いは、「パチンコ・パチスロ」やらない、というのは違います。今の若者、今も若者の方が活動的です、「パチンコ・パチスロ」もやっています。

ただし、今人口がどんどん減少の時期になってきて、昔よりも若者の数そのものが減っています。参加率という意味では 20 代が高くて、総人口の中で占める若者の数が少なくなっているから、昔から比べると遊んでる数は少なくなってきた、というのがありますし、参加率が昔のはわからないが、もっと高かったでしょう、以前から比較すると、若者が遊んでないという印象が強いんでしょうけれど、今、一時点を切り出してみたら、決して若者は遊んでないわけでもありませんよ、ということですよ。

では、次に「麻雀」「ゲームセンター」は、オワコンと…。「オワコン」ってご存知ですか？私はあまり知らなくて、…藤田さんって、他のニックネームでエディと言われることがあるのですが、エディもオワコンだね、って言われて、何だ？と言ったら、終わったコンテンツだ、って言われて、ちょっとひどいな…と、確かに、50 歳過ぎてそろそろ、こういう喋るのを引退しないといけない時期なのかな、と、面と向かって言われて、結構がつくりきたんですけども…。

そんななかで「麻雀」「ゲームセンター」はオワコンかな、終わってしまっているのではないか？という風に言った時に、今回の調査でやったもので、参加率というものだけではなく、今参加してる人たちの中で、去年一年間と比較して、今年やった頻度はどうでしたか？この一年で始めた、新規で始めた人、それから去年よりも増えた人、去年と同じ程度だった人、去年よりは減ってしまったよと言うような。ここでみると、新規のところ赤い印をつけているところですが、それで、こちらの増減率、私に近い側の所に増減指標というのをつけているのですが、これ、新規プラス増えた率から減った率を引いたものです。これがプラスになっていけば、まだまだ伸びしろがあるのではないか、という意味でつけた指標ですね。

実際ですね、過去見ていますと、ここが減ったという人、去年よりも減ったという人は、その次の年、或いはもうちょっと後に止めている、そのレジャーを止めているという傾向が結構強い、というデータが出ております。そういう意味で、この増減指標がプラスということは、まあまあ、まだ今後伸びるのではないか、というような指標の一つとして使っております。これは「麻雀」、全体で見ると、ちょっとプラスです、この中で言うと、20代の男性とか、女性の20代30代は結構プラスになっています。

今、「麻雀」は結構頑張ろうとされています、皆さんご存知ですか？「M1リーグ」というリーグを作られて、いろんな対抗戦をやっている。今までは個別の麻雀のプロリーグはいっぱいあって、それぞれが独自でやっていて、対抗戦みたいなのはやっていなかったのですが、そういう垣根を取っ払ってしまって、もっとやろうよと。それで、そういうリーグに入る人は、賭け麻雀はしないという「誓約書」を出して、そこに参加される。それでちゃんと勝つと結構良い金額が賞金で貰えるという形になっていたりしています。

或いは、禁煙のパチンコ店も結構増えてきていますよね。ここでちょっと面白いのは、60代の女性がまた増えている、というのは、結構今、老人向けでお昼のあまり稼働がない時間は、1日1000円位でやり放題というような感じのことをやっている店も増えてきている。こういうので頑張れているので、意外といけているのではないかという数字が出ています。

一方こちら「ゲームセンター」なのですが、こちらは私側の方の増減資料、男女全世代とも真っ赤です。これはやはりやばいね、ちょっとこのままでもだいぶ減ってきていますけど、このまま放っておいたら本当にダメになってしまうのではないかと。わざわざゲームセンターまで行かなくても、スマホで家にいてもゲームができてしまう、というところでしょう。

そんな中で、この増減資料を出すと、「パチンコ・パチスロ」は残念ながらマイナスです。「麻雀」は少しプラス。「競馬」、「家庭用ゲーム機」は少しだけマイナス。「ゲームセンター」は大きくマイナス。「スマホゲーム」それから「オンラインカジノ」とか「海外でのカジノ経験」というのは結構プラスになってきている。そのような状況です。

そんなところですね、「麻雀」は復活の兆しもありますよ、一方「ゲームセンター」非常に厳しい、本当に厳しい状況です。是非このあたりで考えていただきたいところは、あの「LTV」（ライフタイムバリュー）という、ある人の一生での価値という言い方します。その年だけじゃなくて一生の価値、特に若者は今始めてくれたら一生の間で結構この遊びにお金を落とししてくれるだろう。若者は結構遊んでいますね、というところが、その若者を取り込む重要性っていうのを是非考えていただきたいなと…。

次に、喫煙者の属性データと、これまず「パチンコ」にかかわる一般的な喫煙者のデータです。このあたりは、義務でJTの方が本業でもっと詳しく知っておられるんですけども、僭越ながら私の方で少し喋らせていただきます。

地域別でいろんな喫煙の相関関係あるのかなと思ったのですが、東京圏、京阪神圏、それから政令都市を含む都道府県、そしてその他の地域、というのを見たのですが、喫煙率ほとんど差がありませんでした。平均から見ると、みんなプラスマイナスみんな1%の中に入っています。まあ結構広い範囲にしてしまうと、こうなってしまうのかなと。その中で、都道府県別でちょっと見てみました。ただ、都道府県別になるとサンプル数が一番少ないところで200をちょっと切る位になってきているので、ちょっとどうでしょうか？またそのサンプリングも、県内の中で綺麗にサンプリングができていない部分が出てき

ていますので、少し誤差率というのがあるかなと思いますが、まあ平均が 19.3%の中で、一番高い福井県が 25.8%、一番低い大分が 11.6%、ここ大分だけかなり低くて、その上になるとみんな 14%以上になっている、というようなデータが出ております。ただ、これもっとミクロに見ると、町単位になってくると結構差があるのではないかと思います、実際にどの程度の喫煙状況があるのか？あ、JT さん、もっといいデータがあったら、次のところで是非紹介していただければと思います。

次に、喫煙している人が、結婚している、としていない、で差があるのか？或いは、子供がいるか、いないか、で差があるのか？と見たのですが、これはほとんど差がありませんでした。1%も平均よりも差がなかった…。ただ、ここ、ちょっと下がったのは、昔吸っていたが今は止めた、という禁煙者の分は結構差がありました。既婚者、或いは、子供がいると言う風に答えた人の方が、禁煙者は多かったです。これはもう一つ言うと、年齢の部分に関わってきているかとは思いますが、ただ、年齢を加味せずに見た場合には、こういう数字になっています。

次に職業、これが相関あるのかな、と見たらこれ、喫煙者が多かったのが、一番多かったのが、経営者。次に、正社員、公務員、自営業就業というような形で、逆に、全く吸ったことがないというのは、専業主婦、それから学生、という数字になっています。これ結構、職業によって喫煙との差がはっきりと出ている。平均よりも 10 倍以上の差が出ている、ところがあります。

次に性年代別に見た時にどうだろうというところでは、男性の 30 代 40 代が 30%を超えている。平均よりも 10%以上、それから女性の 60 代以上というのは一気に少なくなっています。これも、禁煙、以前吸っていて今は止めたという人が、男性の 50 代 60 代が多くなっています。

あと個人年収、世帯年収と個人年収聞いていますが、個人年収の方がはっきり出たのですが、100 万未満、それから 200 万未満、のところは未経験、吸っていない人が非常に多くなっています。一方、吸っている人、喫煙者というのが、800 万以上から上の層は、結構吸っています。ここは平均よりも 10%以上多くなっている。まあ、ではここだと、結構喫煙率が高そうですね。かなりの高額収入の方が多いので、多分 30%以上は楽にしているのかなと思います。

属性データとの関係というので相関関係があったものというのは職業とか、年収それから性年代というのは喫煙との相関関係がありました。一方地域とかと結婚或いは、子供のありなし、というあたりには相関関係はあまり出ておりません。

次に、まだ喫煙のデータなのですが、加熱式煙草、電子煙草にすると習慣性が薄れるのか？紙煙草…加熱式煙草…、今日この後の加熱式煙草と電子煙草を一緒にして、ずっと加熱式煙草と言ってしまいますが、どうなんだろうと、加熱式になったら、まあそんなにしょっちゅうは吸わなくてもいいのかな？というところで見ると、実は結構、面白いと思うのは、……の方から毎日 20 本以上吸う、その次は 10 本から 19 本、で、5 本から 9 本、それから 1 本から 4 本、と毎日吸う人、それから下は、数日で 1 本程度等々で毎日吸わない人だと…。毎日吸う人は、やはり、紙煙草の比率が高くなっています。紙煙草のみというのが 50%。ただし、ここでは 20 本以上だから、とか、1 本 2 本だからと言う差はあまり出ていません。

一方、毎日吸わない人の割合で言うと、加熱式煙草のみしか吸わない人というのは結構多くなって、それこそ滅多に吸わない人は約 8 割が加熱式煙草しか吸わないというデータが出ています。

習慣性が薄れるのか？というのは、習慣性のない人、元々毎日吸わない人は、加熱式煙草、電子煙草が多い、というところまでは言えます。ただここは、今このデータだけでは、この習慣性の部分と、加熱式煙草との関係という因果関係までは、これだけではちょっと言い切れないな、と思います。

では、ちょっと足早ですけれども残り時間がだいぶ短くなってきたので、ここから「パチンコ」と「煙草」という部分に入ります。第 3 章になります。

「パチンコ・パチスロ」プレイヤーは他のエンタメプレイヤーよりも喫煙率が高いのか？というところですが、まずパチンコプレイヤーパチンコパチスロプレイヤーの場合は、煙草吸っている人が、今回の調査では 54.8%、約 55%煙草吸っています。全体で見ると約 20%、19.3%なのでかなり吸っていますよね。参考的に言いますと、遊技プレイヤーの場合、は紙煙草と電子煙草の比率で見た時に、紙煙草だけというのが、実は 35%。一般的に言うと約半分近くが紙煙草だけなんですけども、意外とパチンコ店に来る人は紙煙草だけというのが少ない、かつ、また加熱式煙草だけという人も特別多いわけではなくて、見ていきますとやはり、併用型、使い分型というのが、結構多いなというのが伺えます。

では、レジャー全体で見た時にどうなのか？というので、一般的な吸う率が 20%、19.8%なのですが、レジャー全般で見るとだいたい 40%位かな、という一つの区切りになっています。その中で「パチンコ・パチスロ」はちょっと高めです。逆に「家庭用ゲーム機」とか「スマホ」をやっている人達とか、「宝くじ」とかというような人、「ショッピング」とか「観光」とかの人とは低くなっています。ただし、この人たちも全体の平均の 19.3%よりも高くなっている。いろいろ遊ぶ人は、概して煙草はよく吸っているのかな、そんな中で、結構面白いなと思ったのが、「無料スマホゲーム」の人は 20 数%しか、煙草吸っていないのですが、「有料スマホゲーム」をやると 40%以上超えている。このへんやはり、射幸性と煙草の因果関係がきつとあるのではないかなあと思われまます。この仮説なのですが、社交性のあるエンタメと、「パチンコ・パチスロ」の喫煙率は同程度である、といったところです。

次に、プレイ頻度と喫煙率の関係は強くあると、「パチンコ・パチスロ」を多くやる人は煙草吸う率が高い。さてさて、どうでしょうか、というので向こう側が、パチンコ側、私側がパチスロの数字なのですが、赤色のところは、毎日「パチンコ・パチスロ」やっている。次に、週 2 以上、次が月 4~5 回、間隔でいうと週 1 回、月 1 の人、緑色のところが、年 4~5 回、或いは、年 1 回~2 回で、下の所が休止者と未経験者となっています。この数字で見ると、毎日来る人の喫煙率は、非常に高いです。パチンコの方で言うと 70%、それからパチスロの方でも 67.8%。パチンコの方はその後、月 1 回以上の人で言うと、60%弱が繋がっていますね。パチスロはもうちょっと高い、60%強というようなところですよ。

なので、結果としましては、月 1 回以上のプレイヤーは、喫煙率が高いとは言えます。その中でも、より毎日やっていた人、毎日パチンコ店に来るような人は、非常に高くなっています。これは実はもう一段階掘り下げてみて、年代別してみたら、多分、高齢者が結構、ここの部分に含まれるかな、結構毎日来て、煙草吸っている、という人が含まれるのではないかと思います。ちょっとそこまでの分析はできておりません。

次に、プレイ頻度が高いプレイヤーは、紙煙草派か？という所で、先ほどちょっと、もう答え言ってしまいましたが、結構これ面白いです。毎日パチンコをする人、パチスロやる人、というのは紙煙草派よりも、共用派が多くなっています。一方、先ほど言いました月 1 回から週 2~3 回位の人は、紙煙草のみというのが結構多くなっています。これ因果関係はわかりませんが、そういうような結果になっています。ここの、毎日あの人なぜ併用型が多いのか、というあたりは今後、禁煙対策をやっていくときに、一つのキーになっていく部分ではないか、と思います。それでプレイ頻度、毎日プレイヤーは紙煙草か、加熱式の併用型が多くなります。

今後ポイントと言うよりは、この使い分けをどうやってうまく誘導して行くのかと、店内での誘導、それから、これから 21 年の 4 月に向けて、どういう風に変化させていくのか。特に紙煙草派の人たちをどういう風に誘導していくのか、というのが非常に大事だと思います。

第 4 章、遊技者と喫煙②のところ。禁煙者にはパチンコ店の環境が我慢できない。禁煙者というのが、今日、ここで言っているのが、以前煙草を吸っていたが、今辞めた人、というのを禁煙者というふうに言っています。全く吸っていない人というのは未経験というように言っています。この止めてしまった人、煙草を止めた人はどうなのだろう？先ほどと同じ表なのですが、上の方の縦軸が禁煙者、それから喫煙者禁煙者、それから未経験者、というようになっています。下の方で

横軸が、プレイ頻度なのですが、下から 2 番目のところは休止者、以前パチンコ・パチスロをやっていたのだが今は止めた人、というのが、パチンコ・パチスロを止めた人で禁煙をしている人、というのがパチンコ・パチスロ、非常に比率が高くなっています。40%の人が、以前吸っていたけれど今は止めたと言うと、これ、どちらが先かわかりませんが、今、この調査だけでは、先に煙草を止めて、その後パチンコ・パチスロを止めたのか、パチンコ・パチスロ止めた後に煙草を止めたのか、どちらかわからないのですが、まあもしかすると、こういうのがありえるかもなかというのでは、煙草を止めたら、パチンコ店のあの煙たい環境はもう我慢できなくなってしまって、せっかく頑張って禁煙しているのに、ここに来たらまた挫折するのではないかと、言うので、もうパチンコは止めてしまったのかな、という可能性も結構あるでしょうし、ここはあくまで仮説です、可能性があるので、あれば、ということでポイントとして、禁煙タイムをきっかけに、休止者にプレイを復活させるための仕掛けをしてみてもどうでしょうか。昔、パチンコ・パチスロ、楽しかったですね？今はもう、煙に悩まされませんよ、是非、もう一回やってみませんか？というような誘導を上手くやれば、先ほどのボリューム見ましたよね？休止者の 40%が対象になります。かなりのボリュームです。ここの人たちに上手くアピールしていけば、プレイヤーが増えるのではないかと。

次、「店舗選びのポイント」というところで、あなたはお店、飲食店などを選ぶときに、喫煙・禁煙になっているところを考慮しますか？というふうに聞きました、これ、パチンコではないです、飲食店等を選ぶとき、その場合に左側の向こう、奥の方に出しているのが、これはパチンコ遊技者、パチスロ遊技者ではなくて、全員に聞いた部分です。お店選びをする時に、煙草を吸っている人はその店で煙草が吸えるという環境を「非常に強く考慮する」、「普通に考慮する」、「あまり考慮しない」、「全くしない」、という中で、やはり考慮するという人が、両方合わせると 70%います。同じようにそこで、受動喫煙、自分が煙草の煙を受ける側でも考慮すると言っています。非常に今、店選びというのは、煙草が吸えるかどうか、というのを気にしていますという人が多い。

一方、パチンコ・パチスロをやっている人はどうか、と言うと、この中で特に強かったのが、パチンコ・パチスロを毎日プレイをしている人というのは、非常に強く、お店選びの際に考慮する。これ、パチンコ店ではないです、飲食店を選ぶときにどうか？と聞いています。パチンコにおいては 50%が非常に強く、パチスロを毎日やっている人においては 60%、までお店選びを気にしていると。この辺りは、次にパチンコ店が禁煙、或いは分煙になってきた時には注意が必要な層なのではないか、と思われまます。ポイントという意味では、常連顧客の好みを確認して、対応を検討しましょう。毎日来る人、常連客、そういう人達は、本当はどうなのか？しっかり確認してください。まだまだ時間ありますので、ちゃんと常連客の人たちの行動を見てください。

次の「5 章」ですけれど、喫煙③のところ。「喫煙本数が多いほど、吸えるお店が絶対」に良いと思っている…。実際にどうか？という、これは毎日 20 本以上吸っている人は、お店選びを非常に気にしています、という数字が出ております。約毎日 20 本以上吸っている人は、34%の人が非常に気にしています、自分が吸える場所を気にしています。ここは毎日吸う人と、吸わない人と、吸わない人に会うと急に気にはしていません。今度、受動喫煙、自分が嫌な方というのは、毎日吸わない人はあまり気にしてない、これここには禁煙者は入れていません、又は、全く吸っていない人も入れていません。たまにしか吸わない人というのはあまり気にしてないけども、毎日吸う人は自分が吸う場所というものに関しては、非常に気にしています、という数字が出ています。

もう時間がなくなってきたので、ものすごく足早やですけども、「その他」のところ。ここは受動喫煙と関係ないのですが、今回の調査の中で、ちょっと面白いと思うデータを二つだけ紹介させていただきます。

「この機会にファン開拓をするなら、狙いは未経験者層」と言っておりますが、これは非プレイヤー、いまプレイをしていない人に連れられた場合はどうか？というところ、これ、パチンコ・パチスロを今やっていない人が、友人から誘われた時は、どうですか？と聞いた場合に、左側から「興味があるから、誘われたらやりたい」、次は「興味はないけれども、誘われ

たらやってみようかな」、こちらは「興味あるけれども、誘われてもやらない」、こちら側は「興味もないし、やる気もない」というようになっています。これは、休止者、以前パチンコをしていたけれど今は止めた人というのは、「興味があって、やってみよう」というのが6.7%、それから「興味がないか止める」というのは7.4%となっている。一方、全くやっていない人は、「興味があってやりたい」が1.4%、「興味はないけどやってみよう」が1.8%、というかたちで圧倒的に休止者、以前やっていた人が、脳が誘われたらやりますよ、という数字になっています。

こちらの丸い円グラフの方ですけど、これはあのボリュームです、パチンコでは全体の中のパーセントで言うと、参加者が9%、休止者が26%、未経験が65%。パチスロの方は、参加者7%、休止者14%、未経験者79%、というかたちです。これの掛け合わせで、興味があってくれそうな人がどれくらいいるのか？やはり「連れパチ」の狙いというのは、休止者でしょう。以前やっていて今は止めてしまった人。先ほどの、煙草を吸っていて、それを、煙草を止めた禁煙者との関係も含めて言うと、結構、この辺りがターゲットになるかな、と想定します。

まあこの層にいる時に、同じように、本来の環境が改善されているのを、どうやってアピールするか？これ、煙草だけではなくて、店内の環境が昔よりもすごく良くないってますが、数年やっていない方は、今の店内が良くなったことを知りません。是非、あのパチンコ店の中がこんな良くなっているということを知ってもらう機会を、是非、作ったらどうか、と。トイレ使ってもらおうというだけでも本当に良いことだと思います。

そして最後になりますが、「パチンコ・パチスロプレイヤーは、消費増税には意識が薄い」消費増税、順調に行くと今年の10月にまた起こります。どうでしょうか？ここでは、二つの質問をしたのですけれど、「前回の増税の時、2014年の時、どうでしたか？」というのと、「今回、起こったらどうなりますか？」ということ聞いています。

「前回起こった時どうでしたか？」という質問では、増税前に大型商品を前倒し購入した、とか、買いだめした、とか、それで増税前に「レジャーとかはどうやったか？」、一方、「増税後にいろんな活動を抑えたか？」ということなど6つほど聞いています。こちらは、私の方ですね、これ「大型の消費財」、真ん中が「買い控え」、一番下が「活動の抑制」というものなのですが、細かいとこで、参加者、パチンコ・パチスロプレイヤーが青色のところ、休止者が緑色、未経験者がグレー、となっていますが、もの見事に、パチンコ・パチスロプレイヤーは、消費税対応で動いています。はっきり出ています。先ほど言いました6つの項目を聞いているのですが、これ6つとも、明らかに消費税が上がる前、上がった後の違いははっきり、完全に数字としてかなり違って出ております。全体が5.何%位、というものに比べて10%近く違っていたりもします。

この2019年、「今年の消費増税があった場合はどうか？」という質問もしていますが、これも結構プレイヤーの方が強く反応が出ています。プレイを控える、或いは、これをきっかけに止める、というようなこと…、実際に最後に止めるかどうかは別としても、結構びっくりするぐらいの数字で、20数%の人が止める、と言っています。これ、消費行動への影響はあります。是非これも含めて頻度を減らさない、或いは、先ほど言いました、止めさせないような仕組みづくり、或いは、営業計画を作る際には、どの程度影響があるのか、加味して作っておかないと、結構痛い目に遭う可能性があります。

ちょうど時間になってしまいましたので、最後は、ちゃんと準備しろよ、というところから、もう一つチェーンストアの基本的な理念でもある大多数の国民に対しての普段の生活を少しでも豊かなものにするために、というところですが、本当に今のプレイヤーってどうなんだろう？競合のレジャーに対してどう思っていて、競合のレジャーよりもパチンコ・パチスロの方が遊びやすいよ、楽しいよ、という…、今、だんだん大衆娯楽ではなくて、特別な娯楽、一部のお金持ちしかできないような娯楽になりつつあるのかな、もう一度、チェーンストアの基本的な考えである、大衆に広く受け入れてもらうためにはどうしたらいいのか、ということ、是非、この機会に考えていただきたいと思います。

すみません、かなり足早になってしまいましたが、これで私の講演を終わります。ありがとうございました。

以上



Pachinko Chain Store Association

第二部

「改正健康増進法と政省令(案) について」

資料 警察庁丁保発第11号

講師: 吉田 俊介 様

日本たばこ産業株式会社 渉外企画室 課長代理

<講師 プロフィール>

吉田 俊介 様 (よしだ しゅんすけ)

日本たばこ産業株式会社 渉外企画室 課長代理

ご略歴

2009年 日本たばこ産業入社

2009年4月～2010年6月 名古屋支店 刈谷営業部

2010年7月～2012年6月 名古屋支店営業部

2012年7月～2013年6月 埼玉支店川越営業部

2013年7月～2015年3月 埼玉支店埼玉北営業部

.....

.....

.....

.....

.....

ただいまご紹介いただきました JT の吉田と申します。今日はお忙しいなか、お集まりいただきましてありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

こちらのモニターの方に移る前に、まず、お手元の資料の 14 ページをご覧くださいと思います。こちらはこのスライドには載っていないのですが、2月5日に、警察庁の方から、PCSA さん方に案内がございました。こちらの内容につきましては、まず法律「改正健康増進法」が可決成立したこと、また政令の一部が1月17日に公布されたこと、国や地方公共団体の責務また配慮義務というのが、1月24日から施行されたこと、また学校、病院、行政施設等の一部施行が7月1日から始まること、併せて、厚生労働省の資料が添付されているというも、の案内がございました。

ここからお手元の資料、しばらく厚労省の資料が続きますが、それをちょっと簡単にまとめたものが、お手元の資料、19ページになります。ここからモニターの方を見ていただきながら、ご説明をさせていただきますと思います。

まず、「改正健康増進法」ですが、2018年7月25日に公布されました。これにつきましては、改正の主な主旨として三つございます。

一つ目が、望まない受動喫煙をなくす、二つ目が、子供や患者等に特に配慮をする、三つ目が、施設の類型によって分煙対策を講じる、という三つの主旨のもと、今回、改正されました。その施設の類型というのが、こちらの三つ、表の左から、第一種施設、第二種施設、また、喫煙目的施設、という三つとなっております。

第一種施設につきましては、学校や病院、児童福祉施設、行政機関等が該当しますが、こちらの喫煙ルールについては、原則、敷地内禁煙、ただし、屋外の喫煙場所の設置は認められている、といった内容となっております。

続いて、第二種施設、これが、所謂、遊技場、ホール団体とか、ホール内にある従業員さんの事務所が該当致します。こちらについては、原則、屋内禁煙、ただし、喫煙専用室のみ、設置をすることができる、その中で喫煙することができる、とされております。

この第二種施設につきましては、経過措置というものが二つ設けられております。一つ目が、ちょっと先に話しますが、こちらの右の「既存特定飲食提供施設」という、飲食店様が対象になってしまうのですが、資本金は5千万円以下、かつ、客席面積が100平米以下の中小の飲食店であれば、夜、喫煙専用室等を設けずに全席喫煙可能とすることができる、というような経過措置となっております。真ん中の所の経過措置ですが、加熱式煙草、ここについてはホールの皆様も該当するところになります。加熱式煙草につきましては、健康影響が明らかでないというところから、加熱式煙草専用の喫煙室の設置が認められております。左にある「喫煙専用室」と「加熱式煙草専用喫煙室」の大きな違いですが、喫煙専用室については、専ら喫煙をするところ、となりますので、喫煙以外の行為は、原則できないということとなります。ただし、「加熱式煙草専用喫煙室」というのは、加熱式煙草だけ使ってい室ということになりますので、喫煙行為のみ OK というわけではなく、飲食だとか、遊技を行うことができる、というふうになっております。

続いて、「喫煙目的施設」という類型ですが、これが所謂、屋外にある公衆喫煙所だったりとか、煙草の販売店、また一定の条件を満たしたバー、スナック等になりますが、こちらについては、標識を掲示することによって、全室を喫煙可能とすることができる、というふうになっております。

下の方を見ていただきまして、まず、「●適用除外」というところ、今回、この法律の中で、旅館、ホテルの客室だとか、個人の自宅等、人の居住の用に供する場所については、この規制の対象から外れている、ということがあります。

続いて、赤字で書いてありますが、喫煙をすることができる室には、20歳未満のお客様、または従業員を立ち入らせてはならない、とされております。なので、喫煙専用室、もしくは、遊技のできる「加熱式煙草専用喫煙室」については、20歳未満の方は入ることができません。

続いて、罰則ですが、煙草を吸ってはいけないところで吸ってしまった人、これについては、30万円以下の過料、煙草を吸ってはいけない場所に喫煙器具だとか灰皿を設置した管理権限者については、50万円以下の過料、が適用されることとなります。

続いてのスライド、今、ご説明させて頂いたことを、文字だけだと分かりづらいのでイラストにしてみました。

まずこちら、喫煙関係のパターン、第二種施設の遊技施設の事務所、従業員の方がいらっしゃるような事務所を想定しております。こちらで想定されるのは、三つのパターンということで、まず、左上、「全席禁煙」というところで、事業所、事務所の中では、紙巻き煙草、加熱式煙草、両方とも使うことはできない。煙草を吸いたい時、加熱式煙草を使いたい時は、屋外に行っていく、というパターン。真ん中が、「喫煙専用室」の設置で、所謂、紙巻き煙草も加熱式煙草も、喫煙専用室の中で使っていくというパターン、その際、この中で飲食等はできない、というふうになっております。続いて、一番右が、「加熱式煙草専用喫煙室」の設置、これについては、紙巻き煙草は外で吸っていただくとして、加熱式煙草については、専用室の中で使っていくことができる、また、この中では、飲食等をすることもできる、というふうにされております。こちらのイラストで、「指定たばこ」と書いてありますが、「加熱式煙草」のことだと思っていただければ良いと思います。実際には、厚生労働大臣が一つ一つ、「加熱式煙草」を指定していく、これは「加熱指定煙草です」というふうに、認可をしていくようなものだと思っていただければ良いのですが、そういうところから「指定たばこ」というふうに呼ばれております。

続いて、所謂、事務所ではなくて、お客様がいらっしゃるホールはどういうパターンになるのか、というのをご説明させていただきます。

左上、こちらは先ほどと同様です、全面禁煙ということで、ホール内ではもう煙草は吸えない状況になります。なので煙草を吸いたい方は、外に出て吸っていただくというかたちになります。

左から 2 番目が「喫煙専用室」の設置ということで、遊技をするところは全部禁煙です。紙巻き煙草、加熱式煙草を吸いたい時は、専用室に行って吸って、また戻ってきていただくというパターンになります。

左から 3 つ目が「指定たばこ専用喫煙室」の設置ということで、禁煙の遊技エリアと、加熱式煙草が使える遊技エリアに分けるというパターンになります。一番右がその混合型になりますが、禁煙の遊技エリアと加熱式煙草が使用できる遊技エリア、また、遊技はできないが喫煙専用室を設置するというパターンになるかと思えます。

続いて、「時間帯分煙」という、所謂、昼は禁煙、夜は喫煙という、よくカフェとかであるような分煙の方法ですが、これについては認められてはおりません。

続いて、「フロア分煙」、5 階建てのホールさんで 1 階から 3 階までは禁煙で、4 階から 5 階は禁煙というような、今、喫煙ルールを設けているとであれば、加熱式煙草であれば、そのようなフロア分煙は認められる、とされております。ただし、このイラストのように、「禁煙」「喫煙」「禁煙」「喫煙」というようなルールが認められるか、だとか、「フロア分煙」に要する何か技術的な要件が必要なのか、というところは未だに決まってはいません。

続いて、こちらが厚生労働省令案になります。所謂、「改正健康増進法」が施行されたのですが、その具体的な基準、所謂、「喫煙専用室」基準だとか、「加熱式煙草専用喫煙室」の基準は、当初は出ておりませんでした。これについては、昨年 12 月末に、こちらの案が出されて、パブリックコメントを募集しております。

今出ている案は、こちらになります。まず一つ目、「喫煙専用室」もしくは「加熱式煙草専用喫煙室」の技術的な要件になります。一つ目が、出入り口において、室外から室内に流入する空気の気流が 0.2 メートル毎秒以上であること、というにされていますが、所謂、煙草が吸えるエリアの方に空気を引っ張ってくるようにしてください、ということです。この際、空気のこの 0.2 M という風速を作るには、換気設備、排気も大事になりますが、その扉の部分、開口面の大きさも重要になってきます。開口面が、狭ければ狭いほど、風速は早くなりますが、その開口面を狭める手法として、のれんやカーテンの使用も可能、とされております。

続いての要件として、2 番目、煙草の煙が室内から室外に流出しないように、壁、天井によって区画されていること。3 つ目に、煙草の煙が屋外または外部に排気されていること、とされております。この、1 つ目、2 つ目、3 つ目、全て、紙巻き煙草、加熱式煙草、共に同じ基準にしよう、というのが、今出ている厚生労働省令案になります。

続いて、※1 が、先ほど、お話をさせていただいた「フロア分煙」になります。「加熱式のみ」と書いてありますが、そもそも紙巻き煙草については、「喫煙専用室」での使用しか認められていない、というところから、「フロア分煙」で遊技をしながら使えるのは「加熱式のみ」ということです。また、煙草の煙が、屋外または外部に排気されていること、というところで、よくホール様の方でも、所謂、屋内循環型の喫煙ブースみたいなものを設置されているところ、ホール様もあるとは思いますが、ここについても、実際に今、厚労省の方で検討していると聞いております。

続いてこちらが、「政省令案のポイント」で、その他の政令省令の案も踏まえて記載させて頂いております。先ほど、お話をさせて頂いた部分については、赤い囲いをさせて頂いております。

続きまして、「今後の動向の想定」というところで、こちらの黒の点線の上までが既に終わっているところでございます。

昨年末に先ほどの政省令案が出されて、2019年1月19日に、その政省令案に関するパブリックコメントの募集が終了致しました。今現在、その意見集約だとか、内容の検討をしているような段階でございます。

今後ですが、その政省令の内容は、公表されるだろう、と言われております。この具体的な時期については、なかなか難しいのですが、2月末までに出るのではないかと、伺ってはおります。

政省令の内容だけで全てがクリアになるとは、到底思えませんので、例えば、政省令で書かれていないことについては、別途、局長通達だとか、ガイドラインまたはQ & Aのようなもので、示されるのではないかと。では、それらがいつ出てくるのか、というも現在は未定なのですが、こちらの全面施行、第二種施設を含めた全面施行が、2020年4月1日と、いうことで、本当にあと1年後に迫っているところではございますので、もう、早く出していただくような要望は伝えているところでございます。

続いて、「改正健康増進法のスケジュール」ですが、今、お話をさせていただきました通り、2020年4月1日から全面施行ということです。

続きまして、「義務違反時の対応」です。今回、様々な義務というものが数えられております。吸ってはいけないところで吸った人には30万円、吸ってはいけないところに灰皿置いたかたには50万円、あと、標識も紛らわしい標識を置いてはいけない、とか、汚れた標識を貼ってはいけない、とか、様々な義務、罰則があります。実際、今回、誰が取り締まりに来るのか、ということですが、これは保健所職員だと言われております。基本的に、一回違反を見つけたからすぐ過料を取ります、というわけではなくて、指導、勧告、命令、公表等を経て、改善がみられない場合には、過料を徴収されるということです。ただし、こちらの右から2つ目の○に紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等という項目については、一度の指導で改善がみられない場合には、過料の対象となってしまうので、ここについては留意していただく必要があると考えております。

こちら、参考なのですが、では、標識とはどういうものなのか、ということで、こちらは厚生労働省がモデル案というものを、ホームページに出しておりました。これを絶対に貼らなければいけないのか、もしくは、所謂、事業者様の判断で、デザインしたり、そういう自主性に任されていいものなのか、というも現時点では決まっていないようです。

ここまでが、国の「改正健康増進法」についてのご説明でございました。

ここから、ほとんど参考程度になってしまいますが、「東京都受動喫煙防止条例」、また、その他自治体の「受動喫煙防止条例」の動きについて、ご説明させていただきます。

「東京都受動喫煙防止条例」につきましては、国の「改正健康増進法」より1ヶ月早く、2018年6月に可決されました。国法との相違点を、こちら赤字にさせていただいております。ざっくりとホールの皆様にとっては、そんなに影響はないこととなります。

まず1つ目、「第一種施設」は、学校、病院、行政機関等については、国は敷地内禁煙で、屋外に喫煙場所設置しても良い、となっておりますが、東京都の条例では、小学校から高校、または保育所、幼稚園については、屋外の喫煙場所の設置も不可ということで、国のルールを少し上回った内容となっております。また「第2種施設」のなかで、飲食店の経過措置、最初の方で、中小の飲食店については、ここは吸えるという標識を貼ることによって、全席喫煙可とすることができる、ということをお話させていただきました。国の方はその中小の飲食店の要件として、既存の店舗であること、また、資本金が5,000万円以下であること、客席面積が100平米以下であること、この3つが、国として出した要件です。東京都については、その3つに加えて、従業員を使用していない店舗であること、とこの4つ目の

要件が出てきてしまいました。東京都の飲食店の中で、既存店舗、資本金 5,000 万円以下、客席面積 100 平方メートル以下、かつ従業員を使用していない店舗というのが全体の 16%しかありません。なので東京都で、2020 年 4 月以降は、ほとんどのお店が「喫煙専用室」もしくは「加熱式煙草専用喫煙室」を設置しなければいけなくなってしまう、ということです。ちなみに国の方では、この飲食店の経過措置に該当する飲食店の数は 55%、ほぼ半数のところ、夜全席喫煙可のままでも大丈夫、ということです。

その他の国法との相違点では、店頭ステッカー、店頭表示ステッカー、国の方は、喫煙が出来る場所に貼る、と表示されていますが、東京都の方は、禁煙の店舗でも、飲食店については「ここは禁煙です」という標識を貼らなければいけない、とされており。こちらが、今お話をさせて頂いたものをまとめてあります。ホール様は、国と同様の措置ということでございますので、ご安心いただければと思っております。

続いて、「その他」「罰則」というところで、「その他」については、国と同じ内容になっております。また、技術的な要件については、国が示す基準に準ずる見込み、ということで、まさに、まもなく出るであろう政省令の公表を待って、東京都はそれに準じて、東京都も同じルールである、ということになるかと思っております。

また、「罰則」については、喫煙禁止場所で喫煙した者には 3 万円以下、喫煙禁止場所での喫煙器具灰皿等設置した管理権限者については 5 万円以下、ということですが、東京都で違反をしたら、33 万円と 55 万円になるのかと言ったら、そういうわけではなくて、この 3 万円 5 万円というのは、所謂、国が定めた基準であり、東京都独自の基準で違反した場合のみに適用される、ということです。では、それはどこなのか？となりますと、少し戻りますが、こちら、従業員を使用していない飲食店というのが国を上回る、国では定めていないところになりますので、この 5 万円や 3 万円というのは、おそらくですが、従業員を使用しているお店で、煙草を吸ってしまったとか、灰皿を置いてしまったとか、そのような場合に適用される、と認識をしております。

次の「今後のスケジュール」ですが、基本的には国と同じような流れで、2020 年 4 月 1 日の全面施行ということで。ただし、条例の一部のみ施行ということで、所謂、店頭表示ステッカー、飲食店の店頭表示ステッカーの義務化というのが、2019 年 9 月 1 日までの間において、施行されるということです。

最後に、「その他自治体の規制動向について」というお話をさせていただきたいと思っております。

国、東京都とお話をさせていただきましたが、今、とんでもないぐらい、各都道府県において条例の議論、もしくは、もうすでに制定されたところがございます。

まず、すでに制定済みということで、神奈川県、こちらは全国初の都道府県レベルの条例制定ということで、2010 年に施行されました。また、見直しも始まっておりまして、恐らく、「改正健康増進法」の中身が全て決まった段階で、神奈川県条例も見直しがされるだろうと認識をしております。

続いて、静岡県。静岡県については、2018 年 9 月議会にて、「静岡県受動喫煙防止条例」が可決されました。ただし、こちらは国の法律、「改正健康増進法」からの上乗せというのは、もうわずかでございまして、禁煙の店舗でも「ステッカーを貼りましょう」、というレベルでございます。

兵庫県については、2012 年に神奈川県に続いて 2 事例目となる条例が制定されており、現在、見直し議論中となっております。兵庫県については、後ほど触れさせていただきますが、正直、厳しい内容の条例が、今制定されようとしております。

続いて、山口県。山口県については 2018 年 9 月議会にて、「山口県受動喫煙防止条例」が可決されました。こ

れについては国からの上乘せはなく、理念条例と言った、ちゃんと配慮しましょう、気をつけましょう、と言ったレベルの条例です。

続いて、山形県。山形県は2018年12月に「受動喫煙防止条例」が制定されました。山形県については、加熱式煙草について、「加熱式煙草専用喫煙室」をなるべく設けないように努力しましょう、といった文言が記載をされております。ただし、努力義務であるので、罰則があるといったものではございません。

続いて秋田県。秋田県については、まさに今月の議会で上程されるかどうか、というようなところでございます。条例案が今、公表されていますが、これについても、山形県と同様に、「加熱式煙草専用喫煙室」については、なるべく作らないようにしましょう、という項目が入れられていると、聞いております。

神奈川県、先ほどお話をさせていただきましたとおり、「改正健増法」の動きを待って見直しが始まる、ということです。

続いて、赤字の大阪府ですが、2018年9月から懇話会実施、こちら最速で今月の議会上程されるかどうか、というようなことで、ちょっと今、府議会、知事の方も色々動きがあるので、今月は上げられるかどうかかわからないですが、こちら後ほどお話しさせていただきますが、結構、厳しい内容のものが議論されております。

また、北海道とか埼玉県でも、独自の条例を作ろうという動きが始まっている、ということでございます。

続いて、兵庫、秋田、大阪にちょっとポイントを絞ってみます。秋田については、先ほど少しお話をさせていただきましたので割愛させていただきますが、まず兵庫県です。兵庫県、何が厳しいかと言うと、「加熱式煙草専用喫煙室」であっても、「飲食等不可」という条例を制定しようとしております。こちら「飲食等」なので、もちろん「遊技」も入ります。国の方では遊技をしながら加熱式煙草の使用が認められているにもかかわらず、兵庫県はそれを認めないと言う条例を、今月の議会で制定させようということで今動いている、というところでございます。

また、大阪府については、こちらはホールの皆様はそんなに影響がないと思いますが、先ほどの中小の、全席、喫煙可として良い飲食店の面積の基準が、国は100平米、東京も100平米、大阪は30平米ということで、かなり厳しく、さらに従業員がいないところ、ということも要件として入っているので、結構そのまま制定されてしまうと、大阪というのはかなり、食文化の発展している街でありますので、何か文化というところでの影響はあるのか、と考えています。

最後になりますが、都道府県だけでは済んでいない、ということで、市区町村でも様々な議論がされている、ということです。

基本的にホール様に影響があるところはまだないのですが、例えば18年9月に制定された千葉市では、飲食店については従業員がいない場合という、東京と同じような要件が出されました。一か所、ちょっと怖いと思うのは、豊橋市です。豊橋市については、努力義務ではありますが、「加熱式煙草専用喫煙室」所謂、遊技ができる所を認めない、というような条例案が出されています。ただし、既にパブリックコメントが終了しておりますが、総数800件ちょっとの募集があり、この条例について反対というご意見が700を超えている、というようなところがあるので、ではこの結果を以て、今後豊橋市がどのような対応を行っていくのか、ということには注視していかなければならない、と思っております。

ということで、まだたぶんこの先、この表だけでは埋まりきれないぐらい、いろいろな所から、規制の議論が出てくるのか、と思います。私も、なるべく情報は、素早くキャッチをして、事業所の皆様にどんな影響が起り得るのか、ということをお協力を通じて何か発信ができればと思いますので、引き続きご理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

以上



Pachinko Chain Store Association

第三部

「法改正に伴う対応策と留意点」

講師：荒川 陽平 様

株式会社エンタテインメントビジネス総合研究所 事業部マネージャー

<講師 プロフィール>

荒川 陽平 様 (あらかわ ようへい)

株式会社エンタテインメントビジネス総合研究所 事業部マネージャー

大手全国チェーン店勤務を経てエンビズ総研入社。得意の数値管理能力を切り口に、業界動向全般における調査研究および執筆、ホール営業支援など精力的に活動中。代表著書に「よくわかる店長のための計数管理入門」「よくわかる店長のための風適法入門」「よくわかる 店長のためのマーケティング入門」など多数。

皆さん、こんにちは。第3部を担当させていただきます、エンビズ総研の荒川と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

第1部では禁煙化が進むことによるプレイヤー指向の変化について、第2部では、「改正健康増進法」の概要について、それぞれお話がありましたが、第3部では、「法改正に伴う対応策と留意点」といたしまして、健康増進法が全面施行される2020年4月に向けて、パチンコ店の皆様がいつまでにどのような準備をして、この法改正に備えていくか、ということをお話させていただきます。現状、まだ未確定なところもたくさんございますが、決まらなければ動き出せないということもたくさんあると思います。現時点で、考えておかないとならない、ということをもとめ、詳細が決まり次第、動きやすいように準備、計画に役立てていただければ幸いです。限られた時間ではございますが、よろしくお願いいたします。

では早速、本題の方に入らせていただきます。スライドをご覧ください。

初めに、「改正健康増進法 全面施行へのスケジュール」をご覧ください。簡単に説明します。成立したのが今年の7月、今年の1月19日に、パブリックコメントが締め切られまして、現在は集まった意見の収集中ということで、今年度中、先ほどは2月中とありましたね、2月中に概要が正式決定される見込み、と言われております。

第2部にもありました通り、今後は「政省令」などが整備され、さらには、「通達」や「ガイドライン」といったところで、詳細が決められていくという流れとなります。

その中で、今年の7月に一部施行、「第一種施設」学校や病院などでも、施工が開始されまして、全面施行は2020年4月から、というのは繰り返しお伝えしている通りです。「健康増進法」に関するスケジュールは、以上となりますが、それに加えて、先ほどありました「条例」で県レベルや市区町村レベルでの条例が上乘せされる、ということとなります。

東京都におきましては、9月から店頭の表示義務が課せられますので、その時はパチンコ店の皆さんも、まだ禁煙化までしてないと思いますので、9月から「喫煙可能」という標識を付けるということが義務、ということになります。

そして、受動喫煙対策に関する法律、条例以外にも、パチンコ業界にとっては大きな影響を与える出来事がたくさんございます。

まずは、10月に消費税率が10%に増税される予定、この後、お話をしますが、工事関連でコストがかかる場合は、当然、増税後の方が、コストがかさむということとなります。

そして2021年2月におきます、2月からは現在経過措置となっております、旧基準機がすべて撤去、ということで、完全な新規時代の時代が始まるということで、そこまでに旧基準機を撤去しなければなりません。さらに、いろいろありまして、今年の9月、ラグビーの世界カップ、そして、東京オリンピックなど、正式決定はしてありませんが、こちらには入れ替えが自粛となる可能性もある、ということとなります。こちらには書いてはいませんが、6月のサミットにおきましては、既に高知県等で入れ替え自粛などの発表がありましたので、そういった動きが今後もあるかもしれません。

あとは、現在延期されているパチスロの高射幸性機の問題とか、いろいろあるのですが、このように、圧倒的に逆風となるような出来事が多い中で、こういったタイトなスケジュールをこなしていかなければならない、ということで、どうやって対応していくか、全面施行まであまり時間がありません。

そこで、最初に皆様にお伝えしたいことは、ただ法改正に対応するということではなく、「受動喫煙対策」を営業戦略上の施策の一環としてとらえて、自店の分煙化、禁煙化を推進していきましょう、ということです。今後は、間違いなくお客様の店舗選び、店選びの要因の一つに、この喫煙環境というものが加わると思います。今お客様がお店を選ぶ理由としましては、打ちたい機種があるとか、出玉への期待感がある、行きたい場所にあるとか、いろいろあると思いますが、その中で、どのような環境で煙草を吸えるか、これは煙草を吸っている方も吸っていない方も、どのような環境で分煙化されているか、ということが加わってくる、というように考えられますので、それだけお客様にとっては、これを大きな変化だと考えております。単に法改正に対応するということではなくて、それぞれの商圈で、まずはどんなお店を作っていくか、という戦略ありきの上で、その受動喫煙対策を選択して行かなくてはいけない、ということを最初にお伝えさせていただきます。

では、次のスライド。そのための、準備、計画フローというのがこちらとなります。順番にこちらも簡単に説明をいたします。まずは一番左、「禁煙・分煙化施策の決定」ということで、まず自店の受動喫煙対策の概要を、今お伝えしたように、戦略に沿って定めます。その際も、屋内に喫煙専用室を設ける場合は、テナント施設の場合は、その建物の所有者の方の許可が必要となりますので、当然、できること、できないこと、ある中での戦略策定となってきますので、その前の調査段として、テナント施設の場合は、要改装の許可、というプロセスが必要となります。

そして右側に移りまして、「建築基準法・消防法の基準をクリア」ということとなります。喫煙専用室を設置する場合、運用ではなく、設置の段階で、まず建築基準法をクリアしていなければなりません。喫煙専用室を予定している場所が、そこに設置して基準をクリアできるか、といったような問題が出てきますので、一般的にこちらは専門的な知識が必要となりますので、施工業者の方に請け負っていただくケースがほとんど聞いております。まず施工業者の方に、建築基準法をクリアできる設備か、ということ、まず確認するというプロセスが必要となります。

続いて、消防法の基準もクリアしなければなりません。今、こちらはどのような作りにして、どのような防火対策を行っていいかわかるのか、排煙の設備だとか、スプリンクラーをつけるとか、いろいろこちらでも専門的な要件がありますので、こちらは、各市区町村の消防署へ行って相談するというプロセスとなります。消防法に関しましては、工事の場合に、工事計画書を提出したり、後は消防検査を行って、使用前には使用開始届、いろいろは手続きがありますので、こちら消防設備業者の方、普段、消防設備点検などでお抱えの業者があると思いますので、そちらの方にやっていただけるということが多いようですが、こういった手続きが必要となってきます。

今、このように建築基準法・消防法をクリアした後に、この風適法の手続きということに入っていくのですが、その際、必

要に応じてここで、ここで助成金の申請を検討してください。概要は、今年度は、上限 100 万円で、前経費の 1/2 ということで、次年度は、4 月からまた決まっていく、ということとなるのですが、ここで一つ、注意点がございます。

まず、助成金は基本、上限がありますので、基本はもう早い者勝ち、上限額がいっぱいになると、申請が締め切られてしまいますので、申請をする際は、早めに必要ということとなります。

あともう一つ、注意点といたしまして、助成金の申請は、工事完了した後に、速やかに、「実施報告義務」というものがあります。なので、申請をして助成金を受け取って、禁煙化を 2020 年 4 月まで引き延ばすということができず、助成金を受け取れば、その場、その時点から、禁煙化を実施しなければいけない、それを前提で、検討していただきたいと思っております。

他店がまだ煙草を吸える状況で、自店が率先して禁煙化をする、ということは、私は、よほどの差別化要素がない限りは、ビハインドに働いてしまう可能性が高いのではないかなと思っております。そのうえで判断いただくということで、その後、風適法の手続きに入っていきます。

実際の工事に入る際の手続きですが、こちらは後ほど、留意点を解説させていただきます。

スケジュールがタイトになりますが、まだ増税前ならば、そのぶんのコストが下がります。

あとは、その風適用手続きが終わりますと開店となるのですが、当然、ここでは遊技機の入れ替えを伴うホール様がほとんどだと思いますので、その際は、同時進行で、遊技機の変更承認申請と、検査を行っていくというフローとなっております。そして全面施行が 2020 年 4 月ということなので、他業種も含めてこの時期は工事が殺到することが考えられますので、早めの準備が必要ということとなります。

ここでお伝えしたいことは、禁煙・分煙化によって、喫煙者が抱くマイナスの印象を、しっかりとした準備、計画をすることで、プラスの印象に変えていきたいと思います、ということです。今から全面施行までは、その準備期間、と考えることが重要となります。

今回の、あの法改正は、私は長期的に見ると、これまで難しかった新規客であったり、休眠ユーザーを呼び戻すきっかけにはなると思うのですが、やはり時間はかかると思います。やはり今は既存のプレイヤーの流出を防ぐ、ということに注力しなければならぬ中、受動喫煙対策はパチンコ店だけのことではありませんので、しっかりとした対応をすれば、これは、理解は得られるというふうに思います。そのためには、ただ単に、灰皿を撤去するというだけでなく、く禁煙化と同時に、その他で、何か付加価値が伴うような提案ということセットで行い、そういった前向きな、姿勢が見える店舗に、喫煙客も、非喫煙プレイヤーも、支持を集めるというふうに思われますので、これからの約 1 年間で、この 2020 年 4 月以降、またさらには 3 年から 5 年の中長期の営業戦略に向けて、非常に重要な時期になっていく、ということが考えられます。

では、その具体的な留意点について、次のスライドから触れていきます。

まず大前提となる、禁煙・分煙化の施策の選択についてですが、第 2 種に当たるパチンコ店は、受動喫煙対策として、この 4 つの選択肢があるということは、先ほども出しました。

「A：全面禁煙」にするのか、さらに「A」+「B」ですね、そこに「喫煙専用室」を設けるのか、「C：指定たばこ専用喫煙室」を設けるのか、プラス、「喫煙専用室+指定たばこ専用喫煙室」を設置するのか、といこの 4 つのパターンとなります。この中のいずれかを、まずは、建物の条件やコスト、また商圈の特性、などを考慮しながら、戦略的に実施、選択していく、ということになります。当然、取りたい施策と、とるべき施策、とは必ずしも一致せず、やはり競合状況次第、というところがあります。競合店との力関係等といった状況次第でも、大きく左右されるということとなります。

ここで、現状、皆様としましては、詳しい概要が正式決定しない限りは、特に、喫煙専用室のこの技術的な基準とか、あとフロア分煙をする際の台数比率などは、そういったところがはっきりしない限りは、なかなか動き出せないということ

がたくさんあると思いますが、現時点で言えることとしては、やはり、喫煙をしながらの遊技は、加熱式煙草限定とはなりますが、喫煙しながらの遊技を可能とするか、もしくは、できるか、というのが大きな選択になると考えられます。

既存プレイヤーの半数以上を占めると言われる喫煙者にとっては、加熱式煙草であっても、専用喫煙室の遊技可能という点は、ひとつ、大きな、現時点ではアドバンテージになるのではないかと、ということが一つですが、逆に、非喫煙者にとっては、分煙がもう実施される以上、全面禁煙というのは、アドバンテージにはなりにくい、というところが一つ、大きなポイントとなります。

そして、加熱式煙草専用喫煙室を設置する際ですが、これも条件によりますが、フロア分煙の実施の有無、によってコストが大きくは変わってくる可能性がある、と先ほど説明がありました通り、フロア分煙、1フロアで、加熱式煙草の専用喫煙室を作る場合は、壁を作って、大掛かりな工事になる可能性が高い。逆に、フロア分煙の多層階型店舗で、加熱式煙草専用のフロアを作る際は、技術的要件を満たすか、といった条件次第とはなりますが、比較的、1フロアに比べると低コストで済む可能性がある、というのが今回の大きなポイントになると考えられます。

ですので、以上2点を踏まえると、多層階型店舗であれば、条件次第とはなりますが、この「C」と「D」を選択する可能性が、ワンフロアの店舗よりも高い、ということが考えられます。

なので、ここでは、こちらの表を見て頂きたいのですが、自店の構造と、競合店の構造を、ワンフロアか、多層階か、ということに分けたうえで、このようなマトリクス表を作成いたしました。自店の施策を検討する際に、一つの指標として活用いただきたいと思います。

簡単に説明をしますと、自店側が1フロア型で、競合店に多層階型店舗がある場合、この場合、競合店が、加熱式煙草専用フロアを設けた場合は、自店喫煙プレイヤーの流出が懸念されてしまいます。特にパチスロに多いと言われる喫煙プレイヤーが、流出してしまう可能性が大了。ただ反面、コストをかけて「C」「D」を選択した場合は、遊技性が逆転可能、ということです。これは、多層階型店舗はフロア分煙を実施するという前提で組んでおります。その場合は、多層階型店舗の加熱式煙草専用喫煙室、1フロアの加熱式煙草喫煙専用室となりますと、やはり階が上に上がるにつれて、導線が弱くなるので、そうなった場合は、優勢が逆転可能ということです。

続きまして、ワンフロア型と自店がワンフロア型で、競合店の構造が、多層階型店舗がない、このような場合は、そのままでは、どちらも喫煙はしながら、遊技が不可能となりますので、コストをかけて「C」「D」を選択することで、差別化が図れる可能性がある、ということとなります。

こういったワンフロア同士の競合で、「C」「D」を選択して、投資に見合うかという判断が難しいところだとは思いますが、その際の一つの条件としては、設置台数の差がポイントになると思います。やはり元から少ない設置台数で、さらにそれを分煙で半分に、半分とは限りませんが、二つに分けるわけですから、その際は設置台数の多い方が有利に働く可能性があるのではないかと、考えています。

では次、こちらは、自店が多層階型店舗で、競合店も多層階型。多層階型店舗同士の競合ということで、繁華街の駅前店の商圈などに多いのではないかとと思うのですが、こちらはどちらも、分煙を加熱式煙草専用フロアを実施した際は、台数ももちろんそうですが、フロアの構造が大きく影響するということです。何階建てなのか、そして何階にはどういったパチンコ・パチスロ、それぞれの遊技を決めて、どれくらいの台数があるのか、といったフロアの構造によっては、優位性が左右されるということが考えられます。

最後に自店が多層階型で、競合店に多層階型店舗がない場合、競合店は全てワンフロアと言った場合は、こちらのパターンは、今まで、自店が多層階型店舗であったという behind が一転、アドバンテージに働く可能性があるということになります。競合店が対抗してこない限りは、他店の喫煙プレイヤーの流入が見込める、ということと考えられます。当

然、喫煙環境だけでプレイヤーが動くとは限りませんが、機種構成や交換率、その他の要素が同じであれば、喫煙環境、煙草が吸える状態での遊技ということに大きな魅力を感じるプレイヤーというのは多いと思いますので、こちらの表を参考に、自店の施策を検討していただきたいと思います。

そこで、禁煙・分煙化施策を選択する際の一つの大きな指標として、必要なプロセスとして、第1部でもありましたが、商圈内の喫煙率をぜひ調査していただきたいと思います。そもそも商圈内に喫煙者がどれぐらいいるかわからないと、その適正な比率を導き出せませんよね。自店の低貸比率を決める際に、やはり商圈内の4円と1円のお客様の数を参考にしたいと思います。同じように、商圈内にどれだけの喫煙をしている方がお客様の中にいるのか、ということ。これをP・Sパチンコ・パチスロの遊技料金別に、客層が大きく変わる平日と休日、また時間帯もできれば昼間と夕方以降に分けた方がいいと思います。そして喫煙者は紙巻きなのか、加熱式なのか、それか両方なのか、先ほどの調査結果にもありましたが、両方吸う方がプレイヤーの調査では、パチンコプレイヤーのなかでは半分位、と非常に多い数字がありましたので、今後は間違いなく、こういった世の中になるので、シチュエーションによって紙巻きと加熱式を使い分ける方が多いと、増えてくると、思います。なので、この3パターン。

肝心の調査方法ですが、これはアンケートでいいと思います。あのアナログなものでもいいですし、タッチパネルなどを使ってもいいと思います。質問は2つ、シンプルな「煙草を吸いますか、吸いませんか」、吸う方に関しては「紙巻きか、加熱式か、両方か」というシンプルな2つの質問でいいと思います。普段、アンケートに関していろいろ思われる方もいると思いますが、お客様が普段考えてないことを聞いてしまって、不満に気付かせるようなアンケート、私もそれは反対なのですが、こういった事実だけを聞くようなアンケートであれば、そんなにデメリットはありませんので、遊技しているお客様に、一人一人、ちょっと手間はかかりますが、これだけ大事なことを決める際の指標ですから、必要なデータになると思います。自店の喫煙率を基に、あとは競合店。競合店に関しましては、一人一人、ちょっと聞いていくわけにはいかないのですが、目視にはなると思いますが、そういったデータを集めて商圈内の喫煙のニーズを基に、最適な禁煙・分煙施策というものを選択していただきたいと思います。

次のスライドです。続きまして、それぞれの喫煙専用室を設置する際の留意点について触れていきます。こちらは受動喫煙関連の施策についてまとめました。「A 全面禁煙」を選択した場合です。「A」を選択するというのは、コストの問題やあとは建物条件などで、致し方なくというケースが多いと思うのですが、その場合は、喫煙のイメージの払拭というのが大きなポイントとなります。店内に染み付いた臭いや、ヤニ、焦げ跡などが残らないように、クリーンな環境を作っていくことが重要。そのうえで、屋外に喫煙場所設置する場合は、そこまでの動線などがポイントとなると考えられます。

続きまして、「B 喫煙専用室の設置」をする場合。現状、この「B」を選択する店舗様が多いと思うのですが、悩まれているのは喫煙専用室をどれぐらいの広さで、どれぐらいの数、設置したらいいのか、ということだと思います。これも、もちろん、コストはかかるのですが、十分な数、スペースを確保して、客導線の高い場所に設置をすることによって、遊技の機会ロス、要は喫煙待ちの時間を極力減らすことが重要となります。喫煙による離席というのは、絶対に避けられませんので、その際には、喫煙待ちが発生するというのは、やはり大きなデメリットになってしまいます。ストレスを解消したくて煙草を吸いに行く方が、その都度、長蛇の列になっていたら、これは大きな機会ロス、もしくは、やめるきっかけとかになってしまいますので。よって、ピーク時の客数や、自店の喫煙率から、喫煙専用室が十分に確保できるよう、稼働率をシミュレーションして考えてください。例えば、自店のピークが、100人のお客様がいらっしゃって、自店の喫煙率が50%だとすると、常に50人の方が、ここを利用する可能性があるということなので、1時間に1回、5分間と考えますと、 $5 \times 50 = 250$ 分、1時間に250分の稼働を消化しなければいけない。そのためには、どれぐらい入れる喫煙室が、いくつ必要か、というような計算をして、十分な数、スペースを確保していただくことをお勧めします。

ただ、建物の構造上、そういったことが困難な場合であれば、注力するのは回転率、椅子などを設けて、ちょっと一度に多くの方が、使用できないようなものは避けて、なるべく多くの方が一度で入れるような仕様設備にする、ということは、私はそちらの方が良いと思います。

「C」と「D」となりますが、「指定たばこの専用喫煙室を設置」する場合と、「喫煙専用室に指定たばこの専用喫煙室を設置」する場合、こちらの留意点としましては、これは紙巻きたばこから加熱式たばこへの切り替え、もしくは、吸い分けを促進させることが有効となります。紙巻きしか吸えないというお客様であれば、この「加熱式煙草喫煙専用室」はメリットになりませんので、店側で加熱式たばこを吸っていただくための努力というものが必要となってきます。

商品が入荷することなども必要となると思いますし、今、店内での販促活動なども効果があると思います。そういった点を留意点として挙げさせていただきました。

ここでお伝えしたいことですが、「B」から「D」を選択する際の実施時期と告知時期、これをいつにするかということ。私からの提案ですが、設置開始、告知開始時期は、なるべく早く。そして、増税前であれば、当然それだけコスト減となります。それにより、まだ店内で煙草が吸える状態であっても、その「喫煙専用室」で吸っていただく習慣を先につけさせておく、それによってお客様の理解と、後はスムーズなスライド、そして他店への流出防止を図る、ということをお勧めします。先に、もう今後はここでしか吸えなくなるということの認知度、理解を深めていただくということです。

実際の、その全面禁煙、店内の遊技環境での禁煙を実施するのは、2020年4月の直前、その全面施行に合わせて、そこで何かの施策とセットで、リニューアルのような大掛かりのものでなくても良いです。何か遊技環境一つ、プラスとなるようなことをセットとして、禁煙化をマイナスにしない、プラスのイメージを持たせてお客様に提供する、というような姿勢が重要となっていくと考えられます。

以上、現時点においてですが、どの禁煙・分煙化施策を選択するかについて、こちらの留意点をまとめさせていただきました。

続いては、「風適法手続きの留意点」について、説明させていただきます。構造、設備を変更する際の手続き、これは大きく4つあります。「新規営業許可申請」の大がかりな場合から、後は「手続き不要」な場合まで、4パターンほどありますが、喫煙専用室を作るのに、新規営業許可というのはほとんどないと思いますので、下の3つ、「変更承認申請」が必要となるか、「変更届」か、「手続き不要」か、とそこの判断のポイント、判断材料としては、皆様にとって負担の大きいと思われる、この「変更承認申請」この赤いところ、こちらの2つが「変更承認申請」が必要となるポイントとなります。

一つ目が、客室の位置、数、床面積に変更がある場合、もう一つが、壁、襖、その他営業所の内部を仕切るための設備の変更。喫煙専用室を作る際は、この2点を押さえておいてください。次のスライドで説明をしますが、例えば、元から客室に含まれない場所の変更で完結する場合は、「変更届」の提出、もしくは、「不要」という可能性もあります。

客室の定義は、皆様ご存知でしょうか。あのパチンコ店における客室面積というのは、風適法には書いてないのですが、遊技の空間と、あと賞品を交換する空間と一体となっているか。島や通路、また、賞品カウンター、賞品売り場と一体となっている空間が客室となりまして、それ以外のサービスを提供する場所、トイレや倉庫、風除室などは客室に含まれない。「喫煙専用室」も同じく、客室に含まれないということとなりますので、客室以外の工事で完結する場合は、手続きが必要とない可能性があります。

あとは、営業所の内部に仕切りを設けて見通しを妨げるようなことがあると、「変更承認申請」が必要となりますので、営業所というのも、しっかりと範囲を確認しておく必要があります。これも、地域や時代によって、まちまちで、駐車場を含む地域、含まない地域、お店といろいろありますので、まず、あのやっていただきたいのが、営業許可取得時の図面、移動の多い店長様などで、自店の図面を見たことがないという方も結構いらっしゃるようで、どこまでが客室か、どこからが

営業面積か、ということがわからないと、必要な手続きもわかりませんので、まず、やっていただくことは、営業許可取得時の図面を基に、客室の範囲を確認して、どのような手続きが必要か、ということを確認してください。

「風適法」の手続きについて、もう少し具体的に説明をさせていただきます。このように、簡易的なものですが図面を用意しました。赤く書いてあるところが、客室面積です、青く塗ってあるところが、営業面積となります。この赤いところに、面積や数、客室に変更がある場合は、「変更承認」、あとは、この青いところに、何か仕切りを設ける場合は「変更承認」が必要ということになります。よってこの客室内に何か、客室のこういったところに喫煙専用室の壁などを設ける場合は、「変更承認申請」が必要ということとなります。あとは、真ん中、大きく分けて、「加熱式煙草専用喫煙室」と「禁煙」と、大きくわける際も、「変更承認申請」が必要ということとなります。

一方、元から客室に含まれない、この休憩室のようなところ、こちらをそのまま「喫煙専用室」に変更とする場合は、技術的基準を、要件を満たしているということが条件となりますが、特に新たな設備を設けない限りは、「手続き不要」となりますので、こういったことを基本ルールに、あとは所轄に事前に伺いを立てて、どういった手続きが必要か、ということを知ったうえで、計画を立ててください。

ほんとに所轄によって判断が異なりますので、私の知ってる限りですと、この客室の面積内に、電話ボックス型の喫煙できるもの、あれを置いた場合、「変更届」で良かった場合と、「変更承認申請」が必要だった場合、どちらも知っていますので、事前にそれは確認をしていただくことをお勧めします。

あとは入替自粛期間があった場合ですが、その際に申請が重なる場合、これも確認をしておいてください。基本は入れ替え自粛の主旨からすると、申請自体を受け付けないということですが、これも例外が過去何回もあったのは知っておりますので、構造、設備の変更に関しては、例外的に認めたというケースありましたので、これも、確認をしておいていただくことをお勧めします。

あとは、特例風俗営業者のメリットについて、通称マル優です。ご存知かとは思いますが、10年以上違反をしたことがない企業にメリットを与える制度。こちらのメリットの一つが、構造、設備の変更承認申請が、「変更届」の提出で済む、という点となります。持っている企業様は十分にそのメリットを活かしていただきたいと思います。逆に、それを狙って、これから申請しようと、もし考えられている企業様は、安易な申請というのは注意してください。これをきっかけに、違反が発覚するというようなケースも聞いたことがありますので、その際は、許可当時から現在に至るまでの実情がちゃんと見張っているかを確認した上で、申請をしていただくように注意してください。

続きまして、風適法の手続きフローについて説明をさせていただきます。先ほどありましたこちらの、この留意点ですが、まず、当然ながら着工前に「変更承認申請」をしましょう。「変更承認申請」が受理されてから、必ず工事に入る、としないと、無承認変更ということで、最大で営業許可取り消しの非常に重い処分が待っています。

続いて、工事完了後、承認通知までの変更箇所以外の営業の可否、これは、こちらもなのですが、事前に確認ということとなります。基本は工事中も、工事をした後も、工事以外の場所は、営業させてもらえる地域が多いのですが、これもダメな地域は実際にありますので、これも事前に確認をしておいてください。

最後、実査から承認通知までの目安、これは10日以内が目安とされております。目安なので、あくまでこれは、所轄の努力義務ということなので、容易に想像できるのが、この直前、2020年4月直前は、作業所も含めて、検査が殺到することはありますので、余裕のある計画を組むということをお勧めいたします。

では、次のスライド。では、最後に、「運用管理の留意点」について、説明をさせていただきます。

全面施行までの期間、お客様には早めの告知ということをおすすめしましたが、その間、同時進行で、一体どういふことを準備していくべきか、ということをお伝えいたします。

一つ目は、今後は喫煙専用室を作っていくということで、店内の導線が変化していきますので、それをきっかけに、店内空間づくりの見直しを図っていきましょう。喫煙場所に関しては、お客様がスタッフに、場所を聞くというようなことが頻繁に起こらないように、上を向いてキョロキョロしてるようなお客様がたくさんいないように、これはもう分かりにくいということですから、こういった誘導案内サインなどはたくさん作って、フロアマップなどにも記載をして、無意識に感じるストレスを払拭していくようにしてください。

あとは、スタッフのオペレーションの見直し、マニュアル化、ということをしていきましょう。こういったトイレチェックリスト、トイレをきれいにするためにトイレチェックリストなどを用意していると思いますが、今後は、「受動喫煙対策チェックリスト」と、いろいろチェックするポイントがたくさんあります。標識が適正に掲示されているか、こちらの2つは処分の対象となりますので、常にできている状態を管理しなければいけません。あとは、防火設備に関してもチェックをして、この防火設備に関するはずとかは、人命とかにも関わりますので、しっかりと安全な状態を管理してください。

そして実施直後、たくさん多発すると思います違反者への声かけから退店の要請の流れ、これもお店側がちゃんとルールを把握しておかないと、適切な対応ができませんので、準備はしてください。

他業種で串カツ田中さんが、全面禁煙にしたのはご存知の方は多いと思いますが、それをした後、敷地外での路上喫煙、ポイ捨てなどが多発して、路上喫煙ですと、敷地外なので注意をしにくい、と言った記事がありました。そういったことも、たくさん考えられますので、当然、近隣の住民の方に迷惑となりますので、では、どういったルールにするか、ということは今から準備していただきたいと思います。FAQ ですね、よくある質問集、こういうふうに聞かれたら、こういうふうにご答えましょう、といったものを準備して頂きたいと思います。

最後に、「喫煙休憩ルール」の作成となります。今後は食事休憩と同じように、喫煙休憩をルール化しなければいけないので、しかも、食事休憩よりも頻繁に発生します。なので、1回10分程度ですかね。お客様が、わざわざスタッフを呼ばずに、セルフで実施できるような、こういった札を用意して頂いて、各台に備え付けて頂いて、自分で休憩していただくようなのが望ましいと思います。ただ、こちらもオペレーションしっかりしないと、あのかけもちに使われてしまったりとかすると思いますので、注意してください。

最後に、他業種も含めまして、店舗の対応姿勢というのが比較される時期となります。しっかりと対応しているお店に、お客様の支持は集まると思いますので、オペレーションミスに、信用失墜に注意していただくことを最後にお伝えして、第3部終了とさせていただきます。

ご清聴のほどありがとうございました。

以上



Pachinko Chain Store Association

一般社団法人パチンコ・チェーンストア協会

〒104-0061 東京都中央区銀座1丁目14番4号プレリ-銀座ビル5階
TEL 03-3538-0673 FAX 03-3538-0674
URL <http://www.pcsa.jp/> e-mail info@pcsa.jp